春日井市民会館および春日井市文芸館(ギャラリーを除く)における

各月の利用お申込み初日の抽選について(説明)

抽選の方法および注意事項は次のとおりです。なお、抽選の方法および注意事項をお守りいただけない場合、抽選をやり直すこともございますので、あらかじめご了承のうえ抽選にご参加ください。

抽選方法

- 1 抽選は、希望区分が一部でも他の方の希望区分と重なった場合に行います。
- 2 複数日に渡り希望区分が重なった場合、連続して重なったすべての区分を一括して抽選します。(以下「抽選対象枠」と言います。)
- 3 抽選対象枠が複数ある場合(例:第1週の土日に3つの催物が重なり、第3週の金土に2つの催物が重なった場合)は、それぞれの抽選対象枠で別々に抽選を行います。
- 4 抽選により、抽選対象枠内での申込み順位を決め、順番に希望区分を確定していきます。
- 5 抽選により希望がかなわなかった場合、他の全ての抽選が終了した後、あらためて空き区分の中から申込みをしていただきます。

抽選の注意事項

1 1主催者・1催物・1希望区分をお守りください。

準備・後片付けを含む連続利用であれば、市民会館は5日間まで、春日井市文芸館(ギャラリーを除く)は3日間まで1希望区分でお申込みできます。「1日目:午前·午後(夜間無し)、2日目:午前·午後」のように、利用区分が途切れるものは2希望区分となります。

- 2 1つの催物に複数人または複数団体で申し込むことはできません。
- 3 抽選後、お申込み内容(主催者、日程、催し物の内容等)の変更・キャンセルはできません。

複数人または複数団体でのお申込み防止と、抽選に漏れた方への配慮のためです。希望区分は充分に検討してから、抽選に参加してください。

- 4 抽選後、利用許可申請書を提出してください。なお、申請書ご提出の際は、使用料を現金にてお支払いく ださい。
- 5 市民会館のお申込みで、現金を持ち合わせていない方は、「市民会館仮押さえ申込書(月の初日専用)」を提出してください。また、利用許可申請書は1週間以内に提出してください。

1週間を超えた場合は取り消しさせていただくことがあります。万一、何らかの理由により提出ができない場合は、期限内にご連絡ください。

抽選方法の具体例

1 4者の申込みが下表のとおり重複した場合、該当抽選対象枠に申し込んだ4者で一括して抽選を行います。

15日(金)			16日(土)			17日(日)		
午前	午後	砌間	衎	午後	砌間	午前	午後	夜間
			Α					
	В							
					С			
					D			

抽選対象枠

- 2 ~ までの数字を書き込んだ紙クジを引いていただきます。まず、「クジを引く順番を決めるクジ」で予備 抽選を行った後、同様に紙クジで本抽選を行います。
- 3 本抽選の結果、「Aさんが」、「Bさんが」、「Cさんが」、「Dさんが」のクジを引いた場合、のクジを引いたAさんの希望区分が自動的に確定します。(Aさんは、抽選後、希望区分を変更することはできません。)

15日(金)			16日(土)			17日(日)		
午前	午後	夜間	午前	午後	蓚間	午前	午後	蓚間
		A (決定)						
	В							
					С			
					D			

4 次に のクジを引いたBさんが、抽選対象枠内の残った区分の中から希望区分を選びます。(抽選対象枠内であれば、希望区分を変更できます。)以下、同様に の順で希望区分を選んでいきます。 (下表は、Bさんが、当初の希望区分であった金曜日の夜間が申し込めなくなったので、空いている17日に希望区分を変更した状態です。)

15日(金)			16日(土)			17日(日)			
午前	午後	夜間	午前	午後	砌間	午前	午後	砌間	
		Α	A (決定)						
	В			!	\bigwedge	B(決定)			
					C (抽選漏れ)				
					D (抽選漏れ)				

- 5 希望区分が無い場合、次の方に譲っていただきます。
- 6 希望区分が無い場合、他の全ての抽選が終了した後、あらためて空き区分の中から申込みをしていただきます。その際においても、希望が重なった場合には同様の抽選を行い、重複が無くなるまで抽選を繰り返します。